

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年9月5日	マルイ運輸株式会社(法人 番号8340001011830) 代表 者宇都浩司	本店営業所	輸送施設の使用停止 (14日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第17 条第1項第1号、法第 17条第4項 ※貨物自動車運送 事業法は、令和7年4 月1日施行以前の条 文で記載している。	令和6年12月9日、酒気帯び運転を端緒に監査実 施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基 準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の実 施義務違反等(安全規則第7条第1項～第3項)、(4) 点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5 項)、(5)運行指示書の記載事項等義務違反(安全 規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者等台帳 の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則 第10条第1項)	2	2
	鹿児島県出水市平和町225	鹿児島県出水市米ノ津町 56-69					
令和7年9月9日	有限会社シント商事(法人番 号9350002008840) 代表者 井上俊員	佐土原営業所	文書警告	貨物自動車運送事 業法第15条第4項	令和7年7月29日、労働局からの通報を端緒に監 査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記載事項 等義務違反(安全規則第8条)、(3)運行記録計によ る記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者等台 帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1 項)	0	0
	宮崎県宮崎市宮崎駅東2丁 目4番地13	宮崎県宮崎市佐土原町上 田島10972-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年9月16日	株式会社守エクスプレス(法人番号5290001038733) 代表者吉田豊	鹿児島営業所	輸送施設の使用停止 (113日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文中で記載している。	令和6年12月4日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画の事前届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	12
	福岡県糟屋郡須恵町旅石557-1	鹿児島県鹿児島市七ツ島1丁目6番23号					
令和7年9月25日	有限会社井上重機(法人番号8300002010158) 代表者井上正光	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文中で記載している。	令和7年2月18日、死亡事故を引き起こした旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)業務の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
	佐賀県唐津市竹木場5575番地10	佐賀県唐津市竹木場5575番地10					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年9月29日	白馬エクスプレス株式会社 (法人番号6330001019868) 代表者堀内貴央	本社営業所	輸送施設の使用停止 (120日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年2月10日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画(営業所)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(3)事業計画(休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(4)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	12	12
	熊本県上益城郡益城町大字古閑7番地16	熊本県上益城郡益城町大字古閑7番地16					